

# 派遣、活用の道広く

## 改正法成立 30日施行

### 業者に雇用安定義務

企業の派遣受け入れ期間を事実上なくす改正労働者派遣法が11日、衆院本会議で可決・成立した。30日に施行する。企業は人を替えれば、同じ仕事を派遣労働者に任せ続けられるようになる。政府の労働規制改革の第一弾で、過去2回の廃案を経て実現にこぎ着けた。

これまでの派遣法は研究開発や通訳など26の専門業務を除き、企業が派遣労働者を受け入れる期間を最長3年に限っていた。改正法はこうした業務の区分をなくし、受け入れ期間の上限を全業務でなくした。

3年ごとに人を入れ替える、労働組合の意見を聞くといった手順を踏めば、同じ業務をずっと派遣労働者に任せられるようになる。派遣労働者の側から見れば、3年ごとに「課」を交えなければ、同じ事業所で働けない。

派遣会社には派遣労働者を継続して雇用するための措置を図る義務を課し、雇用が不安定になるのを避ける。経済界は法改正を歓迎している。経団連の榊原定征会長は11日夜、「経団連にも派遣業界にも

派遣労働者にもプラスの多い改正だと評価した。同日の経済財政諮問会議後、首相官邸で記者団に

答えた。一方、派遣労働者からは「正社員になる道を開かず」といった批判も根強い。「正社員への橋渡し」という政府の狙い通りになるかは雇用の安定に取り組まない悪質業者を排除する厚労省の監督能力がカギを握る。労働規制改革は道半ばだ。政府・与党は時間

はなく成果に賃金を払う「脱時間給」制度(ホウイトカラー・エクセンプション)を盛り込んだ労働基準法改正案は今国会での成立を断念した。派遣労働者は労働者全体の2%と小さいが、正社員を希望しているのに派遣で働いている人が約4割おり、政治課題になりやすい。改正派遣法の

施行後に雇用が不安定になれば、労働規制改革は頓挫する恐れもある。派遣業界にとっては大きな転機になる可能性が高い。「派遣社員の終齢できる業務の幅が広がる」。派遣大手のテンプホールディングスの水田正道社長は派遣市場の需要回復につながると期待を寄せる。

遣を認める収入要件を公労使で決める。派遣法の施行規則などを改正し、30日に施行する予定。日雇い派遣は2012年の派遣法改正で原則禁止した。例外として、60歳以上の高齢者や世帯収入500万円以上の妻や子どもなどは認められた。日雇い派遣労働者は14

望ましい改革へ 同一賃金実現を 八代尚宏・昭和女子大 特命教授 今回の法改正は改革に向けた第一歩として企業に派遣社員を活用しやすくなる。また、業務の区分がなくなると派遣社員も働

## 日雇い規制緩和へ

### 収入要件下げ 若者参入しやすく

改正労働者派遣法の成立(日以内)の規制を緩める。世帯収入500万円以上を受け、厚生労働省は方針だ。現在、日雇い派遣(契約期間30日を超えない)に認められている。若者や主婦らの多様な働き方を促す狙いだ。厚生労働省は来週までに労働政策審議会で日雇い派

な働き方を促す狙いだ。厚生労働省は来週までに労働政策審議会で日雇い派

遣を認める収入要件を公労使で決める。派遣法の施行規則などを改正し、30日に施行する予定。日雇い派遣は2012年の派遣法改正で原則禁止した。例外として、60歳以上の高齢者や世帯収入500万円以上の妻や子どもなどは認められた。日雇い派遣労働者は14

望ましい改革へ 同一賃金実現を 八代尚宏・昭和女子大 特命教授 今回の法改正は改革に向けた第一歩として企業に派遣社員を活用しやすくなる。また、業務の区分がなくなると派遣社員も働

遣を認める収入要件を公労使で決める。派遣法の施行規則などを改正し、30日に施行する予定。日雇い派遣は2012年の派遣法改正で原則禁止した。例外として、60歳以上の高齢者や世帯収入500万円以上の妻や子どもなどは認められた。日雇い派遣労働者は14

望ましい改革へ 同一賃金実現を 八代尚宏・昭和女子大 特命教授 今回の法改正は改革に向けた第一歩として企業に派遣社員を活用しやすくなる。また、業務の区分がなくなると派遣社員も働



衆院本会議で改正労働者派遣法が可決・成立し、一礼する安倍首相(11日)

#### 改正労働者派遣法のポイント

- 期間・業務ルールをシンプルに
- 人が替われば、同じ仕事をずっと派遣社員に任せてOK
  - 1人の派遣社員が同じ課で働けるのは原則3年まで
  - 派遣会社に無期雇用されれば、ずっと同じ課で働ける
  - 仕事の中身によらず、個人の期間制限を同じに

企業が派遣社員を活用しやすく。「派遣固定化」の批判も

#### 悪質な派遣会社を排除

- 社員に研修を受けさせる義務
- 派遣終了後も雇用の継続に努める
- 派遣会社を厚労相の許可制に。監督を強化

派遣社員の待遇改善へ。実効性には疑問の声も



### 「3年ごと職場変更」不安除けるか

改正労働者派遣法は9月30日に施行される。今回の法改正で派遣で働く人にとつた影響が出るのかをまとめた。

派遣労働者の動き方はどう変わるのか。 A 最も大きく変わるのはどんな業務に就いて

### 悪質業者排除 監督能力カギ

いっても、3年ごとに職場を変えないといけなくなる点だ。これまでは秘書や研究開発など一専門26業務と呼ばれる業務に就く人は期間制限がなかった。派遣労働者126万人(2014年6月時点)のうち、約4割が専門業務で、影響の出る人は多い。

3年おきに仕事が不安定になると、雇用が不安定にならないか。 A 同じ職場で勤務が3年を超えた人は派遣先の企業が直接雇うよう依頼すること。派遣会社に頼ることを派遣会社に断られた場合、新しい派遣先の紹介なども義務となる。これまで派遣会社には雇用継

続の責任がなく、雇用が安定しなくなる要因とされてきた。ただ、派遣会社の義務は直接雇用を要請することだけだ。派遣先の企業が応じる義務はない点に注意が必要だ。 A 雇用継続にまじめに取り組まない派遣会社もありそうだ。 A 厚生労働省は派遣会社の監督を強め、雇用相は法改正で「正社員になりたいたい人はその可能性を高める」としている。

構えた。悪質な業者を排除するため、届け出制をやめて全ての派遣業者を許可制に改める。 A 派遣から正社員になりたいたい人向けの措置はあるのか。 A 派遣会社に計画的な教育訓練や正社員の求人情報を提供するよう義務付ける。塩崎久厚労働相は法改正で「正社員になりたいたい人はその可能性を高める」としている。